

# 実動組織の広域支援体制【P】

- 地域レベルで対応困難な支援要請があった場合は、青森県、関係市町村からの各種要請を踏まえ、政府をあげて、全国規模の実動組織による支援を実施。【P】
- 要請の窓口となるオフサイトセンター(実動対処班)において集約された各種要請等に対し、原子力災害対策本部(官邸・ERC(原子力規制庁緊急時対応センター))の調整により、必要に応じ全国の実動組織(警察、消防、海保庁、自衛隊)による支援を実施。【P】

## 全国の実動組織による支援

### 警察災害派遣隊

全国の都道府県警察による支援

### 緊急消防援助隊

全国の市町村消防が所属する都道府県単位による支援

### 巡視船艇・航空機の派遣

全国の管区海上保安本部による支援

### 災害派遣・原子力災害派遣

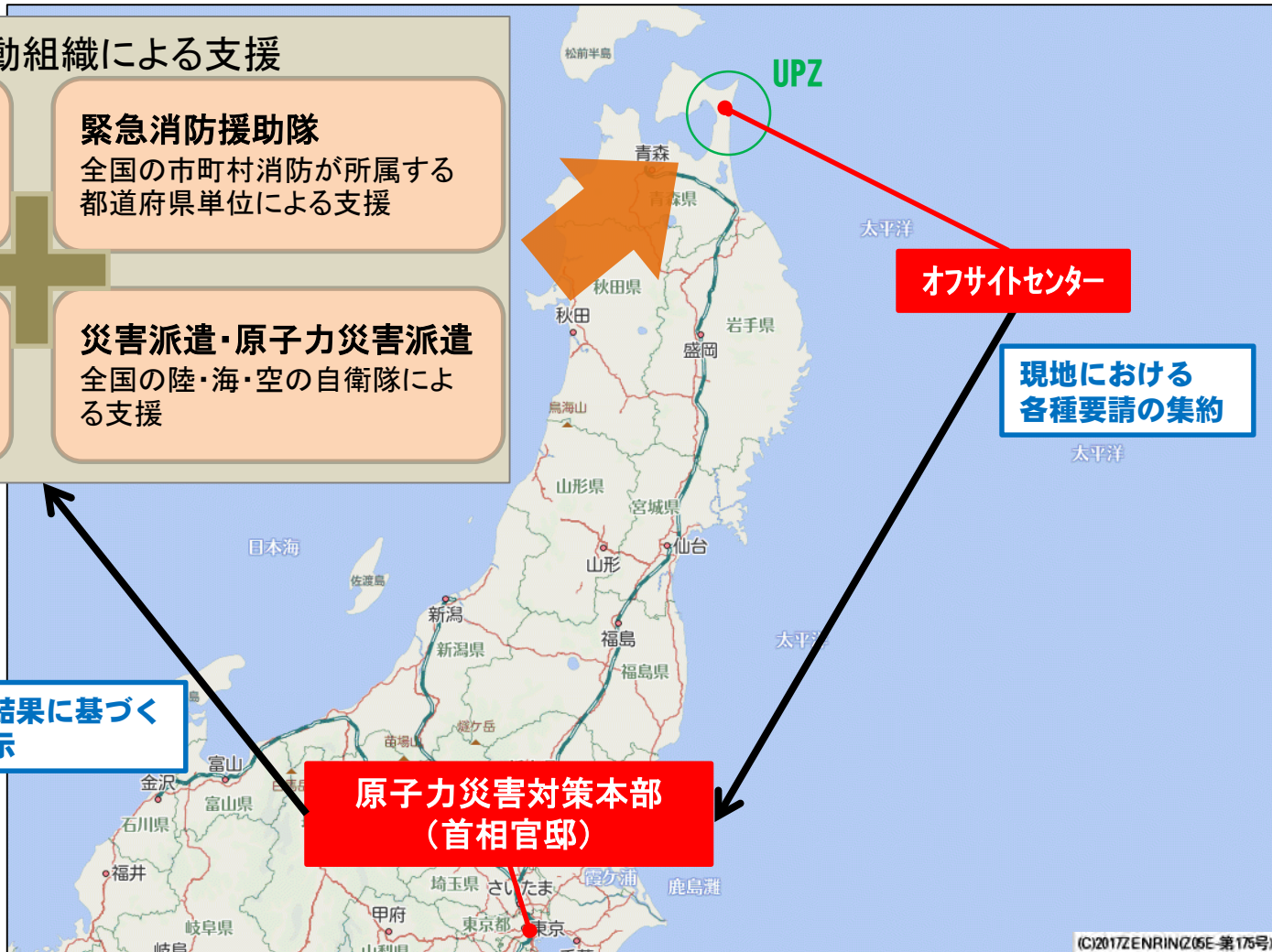
全国の陸・海・空の自衛隊による支援

政府の調整結果に基づく  
現地派遣指示

原子力災害対策本部  
(首相官邸)

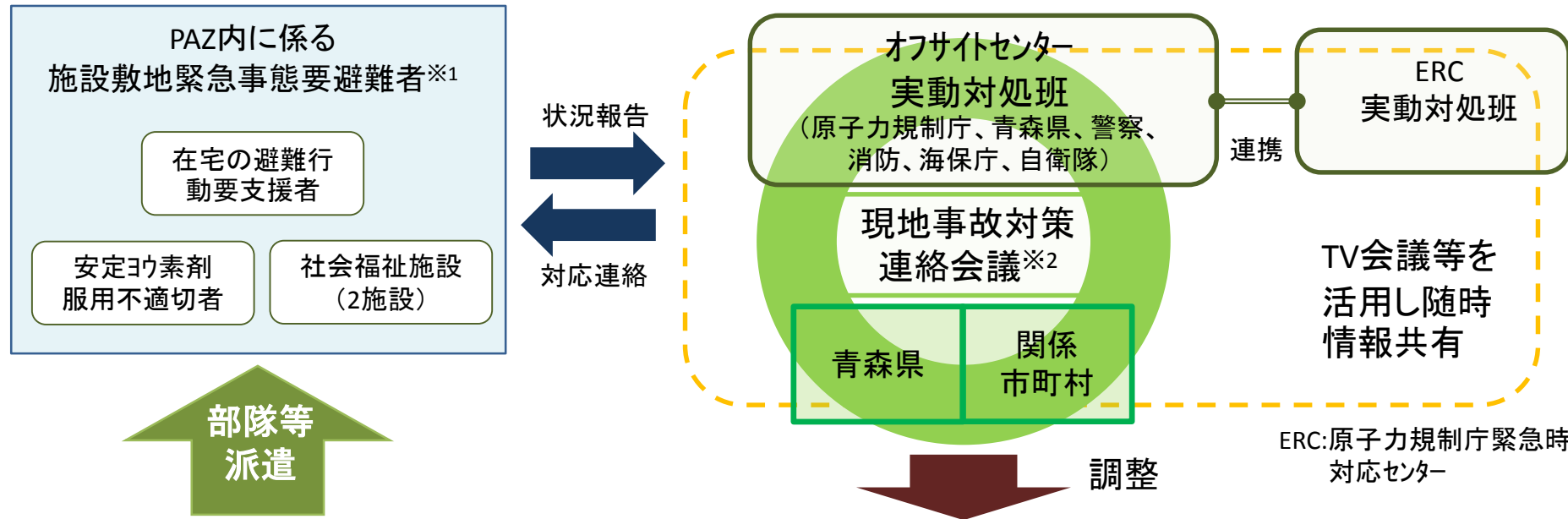
オフサイトセンター

現地における  
各種要請の集約



➤ 施設敷地緊急事態の時点でPAZ内の施設敷地緊急事態要避難者の避難が開始されることから、青森県又は関係市町村で避難手段の確保が困難になった場合に備え、現地事故対策連絡会議を開催するとともに、オフサイトセンター実動対処班を設置（対象となる要員は、必要に応じ施設敷地緊急事態に至る前から体制立ち上げ）。施設敷地緊急事態以降、原子力緊急事態の解除までの間、継続して対応を実施。【P】

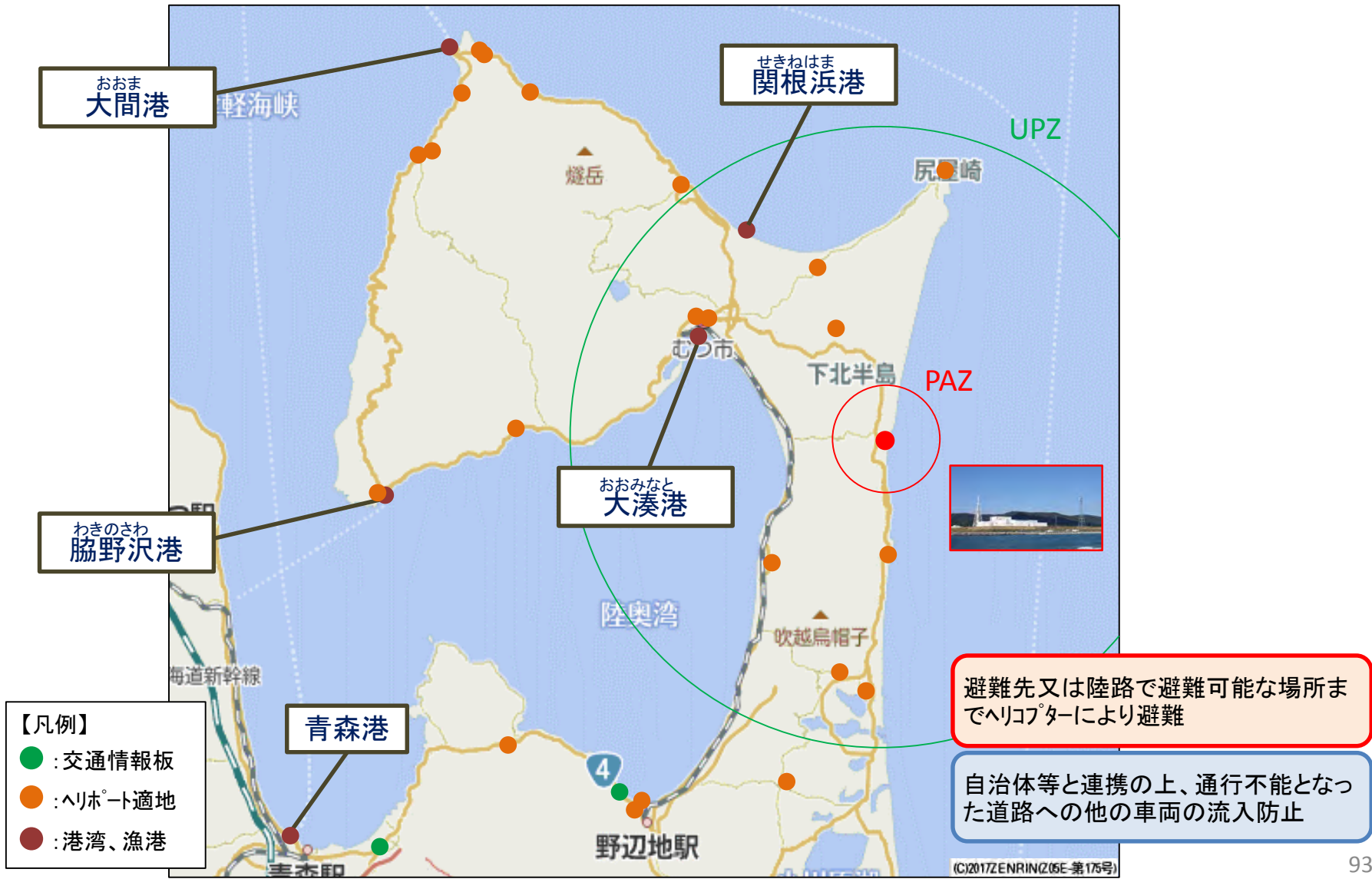
※ オフサイトセンター実動対処班要員参集前に各種要請があった場合は、ERC実動対処班が連絡・調整を実施  
→ 不測の事態における青森県、関係市町村からの各種支援の要請に対し、実動組織（警察、消防、海保庁、自衛隊）が連携のうえ、迅速な対応体制を構築【P】



- |                             |   |   |   |
|-----------------------------|---|---|---|
| <p>&lt;警察&gt;<br/>青森県警察</p> | <p>&lt;消防&gt;<br/>しもきた<br/>下北地域広域行政事務組合消防本部<br/>かみきた<br/>北部上北広域行政事務組合消防本部</p> | <p>&lt;海保庁&gt;<br/>第二管区海上保安本部<br/>青森海上保安部<br/>八戸海上保安部</p> | <p>&lt;自衛隊&gt;<br/>陸上自衛隊東北方面総監部<br/>海上自衛隊大湊地方総監部<br/>航空自衛隊北部航空方面隊</p> |
|-----------------------------|---|---|---|

※1 全面緊急事態においては、PAZ内の一般住民、OILによる防護措置実施時にはUPZ内のうち対象地域の住民等を対象  
※2 全面緊急事態以降は、原子力災害合同対策協議会で情報共有

➤ 自然災害等により、避難経路等を使用した車両等による避難ができない場合は、青森県及び関係市町村からの要請により、実動組織（警察、消防、海保庁、自衛隊）による各種支援を必要に応じて実施。【P】



- 青森県と関係市町村との調整を踏まえ、必要に応じ広域応援を実施。

## 警察組織

- ✓ 現地派遣要員の輸送車両の先導
- ✓ 避難住民の誘導・交通規制
- ✓ 避難指示の伝達
- ✓ 避難指示区域への立ち入り制限等



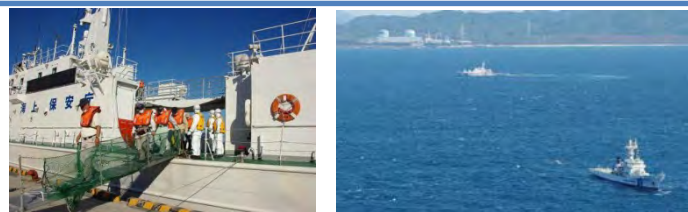
## 消防組織

- ✓ 避難行動要支援者の搬送の支援
- ✓ 傷病者の搬送
- ✓ 避難指示の伝達



## 海上保安庁

- ✓ 巡視船艇による住民避難の支援
- ✓ 緊急時モニタリング支援
- ✓ 漁船等への避難指示の伝達
- ✓ 海上における警戒活動



## 防衛省

- ✓ 緊急時モニタリング支援
- ✓ 被害状況の把握
- ✓ 避難の援助
- ✓ 人員及び物資の緊急輸送
- ✓ 緊急時の避難退域時検査及び簡易除染
- ✓ 人命救助のための通行不能道路の啓開作業



## 今年度の作業部会スケジュール（案）

作 業 部 会	備 考
第 4 回（6/13 14 時） 1. 「東通地域の緊急時対応」（全体版：案）について 2. 今年度の作業部会スケジュール（案）について 3. 東通村における「原子力災害時避難に関する調査」について	
第 5 回（9 月中旬頃） 1. P A Z における避難行動要支援者の避難手段とその確保について 2. 自然災害等を想定した代替避難経路の設定について 3. 緊急時モニタリングについて	
第 6 回（11 月頃） 第 7 回（12～1 月頃） 1. 住民への情報伝達体制について 2. U P Z における在宅の避難行動要支援者の把握と支援者の確保について 3. 避難先における要支援者の福祉避難所等への振り分けについて 4. 医療機関・福祉施設の避難先確保について 5. U P Z におけるバスにより避難する住民の把握について 6. 冬季における防護措置（避難道路の除雪体制）について 7. 安定ヨウ素剤の緊急配布体制について 8. 原子力災害医療体制について 9. 原子力防災地図の作成について	
第 8 回（2 月頃） 1. 避難所開設要員の確保について 2. 代替避難先調整の仕組みについて 3. 放射線防護資機材、生活物資・燃料の備蓄・供給体制について 4. 避難退域時検査の運営体制等について	
第 9 回（3 月頃） 予備	

平成 29 年 6 月 13 日  
原子力安全対策課

## 東通村における「原子力災害時避難に関する調査」

### 1. 目的

現在、内閣府とともに策定作業を進めている東通原子力発電所の緊急時対応の必須項目である、P A Z（原発から半径 5 km 圏）の要支援者数を把握するため、東通村と協議し、他県の事例を参考に、次のとおり村内全戸アンケート調査を実施することとしたい。

この調査から把握した要支援者数は、福祉車両やバス等の手配のための基礎資料として活用できる。

### 2. 実施主体

青森県（調査票・封筒作成、発送）及び東通村（集計、個人データ取扱）

### 3. 調査対象

村内全世帯 約 3, 000 世帯

（平成 29 年 5 月末現在 2, 824 世帯 6, 641 人）

### 4. 調査項目（詳細は別紙）

- ①住所、氏名、年齢
- ②平日昼間の所在場所
- ③日常生活の状態（この設問で避難時の福祉車両の要否を判断）
- ④避難手段（昼・夜）
- ⑤病気治療等での注意事項
- ⑥車保有台数及び避難時使用台数
- ⑦その他（自由記入）

### 5. 実施スケジュール（予定）

- 5 月中旬 発送準備（調査票、封筒作成）
- 6 月中旬 宛名印刷、発送
- 7 月上旬 返信〆切
- 9 月中旬 集計作業終了

東通村原子力対策課  
青森県原子力安全対策課

## 東通原子力発電所における原子力災害時の避難に関する 調査（アンケート）について（お願い）

この度、青森県と東通村は、東通原子力発電所で大規模な事故等が発生し、避難が必要となった場合に備えて、村民の皆さんの避難などについて、全戸調査（アンケート）を行うことといたしました。

つきましては、同封いたしました「調査票」にご記入いただき、7月5日までに、同封の返信用封筒でご返送くださるようお願いいたします。

このアンケートは、青森県と東通村が、村民の皆さんの避難を円滑に行うための貴重な基礎資料となりますので、ご協力のほど宜しくをお願いいたします。

なお、アンケート記載方法についてご不明の点がありましたら、下記問い合わせ先までお問い合わせください。

よろしくをお願いいたします。

※本調査により知り得た情報は、原子力災害時の避難の検討のための基礎資料として活用し、個人の情報は外部に公表しません。また、原子力災害時の避難の検討以外の目的には使用いたしません。

※避難方法に係る村の基本方針については、裏面をご参照ください。

### 記

#### ○同封物

- ・原子力災害時避難に関する調査票
- ・返信用封筒

〈お問い合わせ先〉

東通村原子力対策課 原子力安全グループ

TEL 0175-27-2111（内線233）

青森県原子力安全対策課 企画防災グループ

TEL 017-734-9252

## 東通原子力発電所における原子力災害時の住民の避難基本方針

東通原子力発電所で大規模な事故が発生し、避難が必要となった場合の村民の皆さんの避難方法等は、避難計画（原子力編）に定めています。

今回のアンケートの回答をご記入いただく際には、次の村の避難方針について、あらためてご確認くださいようお願いします。

なお、避難計画は、ホームページにも掲載しています。

([http://www.atom-higashidoori.jp/O4\\_bousai/index3.html](http://www.atom-higashidoori.jp/O4_bousai/index3.html))

### 【避難手段】

- 原則として、自家用車で、陸路（道路）により、青森市の避難先（地区別に指定済み）に避難していただくこととなります。
- また、自家用車で避難できない方（自家用車を持っていない、運転できる方がいないなど）は、各地区の一時集合場所（集会所など）から、青森県や東通村が確保するバスなどで避難することとなります。
- ただし、地震や津波などにより陸路（道路）が使用できない場合は、船舶やヘリによる避難を実施します。

### ○陸路避難の方法とその対象者

対象者	自ら行動（避難）できる方		行動（避難）に支援が必要な方※	
	自家用車あり	自家用車なし	バスに乗れる	バスに乗れない
避難手段	自家用車	バス	バス	福祉車両等

※在宅で、移動に支援などが必要な方（避難行動要支援者と言います）

### 【児童生徒への対応】

- 原子力災害時には、こども園、東通小学校、東通中学校へ通所する児童生徒等は原則保護者へ受け渡しすることとしています。
- 保護者へ受け渡しできなかった児童生徒等は学校から青森市の避難先へ避難することとなります。

### 【医療福祉施設の対応】

- 村内医療福祉施設への入所者は、各施設の定める避難計画に基づき、施設から避難先となる施設へ避難することとなります。



## 原子力災害時避難に関する調査票

記入日 平成29年 月 日
地区名 _____

1. 住所、連絡先を記入してください。

東通村大字 \_\_\_\_\_ TEL \_\_\_\_\_

(※調査票の内容などを確認させていただくため、連絡をする場合があります)

2. ご家族の避難方法を記入してください。(O印を記入してください。)

続柄	氏名	年齢	平日昼間は主にどこの地域に いますか	日常生活はどのような 状態ですか	どのように避難しますか(※1)		避難の時に、特に注意すべき ことがあればお書きください (病気や治療等)
					平日昼間	夜間、土曜、 日曜、祝日	
			1 白糠・老部・小田野沢地域 2 その他の村内 3 村外(むつ市、漁業で不定など)	1 自主歩行可能 2 車いすで移動可能 3 寝たきり	1 自家用車 2 バス 3 福祉車両	1 自家用車 2 バス 3 福祉車両	
			1 白糠・老部・小田野沢地域 2 その他の村内 3 村外(むつ市、漁業で不定など)	1 自主歩行可能 2 車いすで移動可能 3 寝たきり	1 自家用車 2 バス 3 福祉車両	1 自家用車 2 バス 3 福祉車両	
			1 白糠・老部・小田野沢地域 2 その他の村内 3 村外(むつ市、漁業で不定など)	1 自主歩行可能 2 車いすで移動可能 3 寝たきり	1 自家用車 2 バス 3 福祉車両	1 自家用車 2 バス 3 福祉車両	
			1 白糠・老部・小田野沢地域 2 その他の村内 3 村外(むつ市、漁業で不定など)	1 自主歩行可能 2 車いすで移動可能 3 寝たきり	1 自家用車 2 バス 3 福祉車両	1 自家用車 2 バス 3 福祉車両	
			1 白糠・老部・小田野沢地域 2 その他の村内 3 村外(むつ市、漁業で不定など)	1 自主歩行可能 2 車いすで移動可能 3 寝たきり	1 自家用車 2 バス 3 福祉車両	1 自家用車 2 バス 3 福祉車両	
			1 白糠・老部・小田野沢地域 2 その他の村内 3 村外(むつ市、漁業で不定など)	1 自主歩行可能 2 車いすで移動可能 3 寝たきり	1 自家用車 2 バス 3 福祉車両	1 自家用車 2 バス 3 福祉車両	

※1 自家用車には近所・親類等の車両に同乗する場合も含まれます。

バスや福祉車両は県や村が手配します。福祉車両は、車いすや寝たままで移動できる車です。欄が足りない場合は裏面へ


資料 3-3

裏面

続柄	氏名	年齢	平日昼間は主にどこの地域に いますか	日常生活はどのような 状態ですか	どのように避難しますか（※1）		避難の時に、特に注意すべき ことがあればお書きください (病気や治療等)
					平日昼間	夜間、土曜、 日曜、祝日	
			1 白糠・老部・小田野沢地域 2 その他の村内 3 村外（むつ市、漁業で不定など）	1 自主歩行可能 2 車いすで移動可能 3 寝たきり	1 自家用車 2 バス 3 福祉車両	1 自家用車 2 バス 3 福祉車両	
			1 白糠・老部・小田野沢地域 2 その他の村内 3 村外（むつ市、漁業で不定など）	1 自主歩行可能 2 車いすで移動可能 3 寝たきり	1 自家用車 2 バス 3 福祉車両	1 自家用車 2 バス 3 福祉車両	
			1 白糠・老部・小田野沢地域 2 その他の村内 3 村外（むつ市、漁業で不定など）	1 自主歩行可能 2 車いすで移動可能 3 寝たきり	1 自家用車 2 バス 3 福祉車両	1 自家用車 2 バス 3 福祉車両	
			1 白糠・老部・小田野沢地域 2 その他の村内 3 村外（むつ市、漁業で不定など）	1 自主歩行可能 2 車いすで移動可能 3 寝たきり	1 自家用車 2 バス 3 福祉車両	1 自家用車 2 バス 3 福祉車両	
			1 白糠・老部・小田野沢地域 2 その他の村内 3 村外（むつ市、漁業で不定など）	1 自主歩行可能 2 車いすで移動可能 3 寝たきり	1 自家用車 2 バス 3 福祉車両	1 自家用車 2 バス 3 福祉車両	
			1 白糠・老部・小田野沢地域 2 その他の村内 3 村外（むつ市、漁業で不定など）	1 自主歩行可能 2 車いすで移動可能 3 寝たきり	1 自家用車 2 バス 3 福祉車両	1 自家用車 2 バス 3 福祉車両	
			1 白糠・老部・小田野沢地域 2 その他の村内 3 村外（むつ市、漁業で不定など）	1 自主歩行可能 2 車いすで移動可能 3 寝たきり	1 自家用車 2 バス 3 福祉車両	1 自家用車 2 バス 3 福祉車両	

※1 自家用車には近所・親類等の車両に同乗する場合も含まれます。

バスや福祉車両は県や村が手配します。福祉車両は、車いすや寝たままで移動できる車です。

アンケートは2枚目もあります 

3. (1) 車は、何台ありますか。(□にチェック(✓)してください。)

ない 1台 2台 3台 4台 その他(      台)

---



(2) 車がある方に伺います。

何台で避難しますか。(□にチェック(✓)してください。)

1台 2台 3台 4台 その他(      台)

4. その他(ご意見等があればご記入ください)


ご協力ありがとうございました。

お手数ですが本調査票を7月5日までに同封の返信用封筒でお送りください。

◆お問合せ先 東通村原子力対策課 (0175-27-2111 (内線233))

青森県原子力安全対策課 (017-734-9252)